

住居の表示の整備方針

～字入り組み・飛地の解消に向けて～

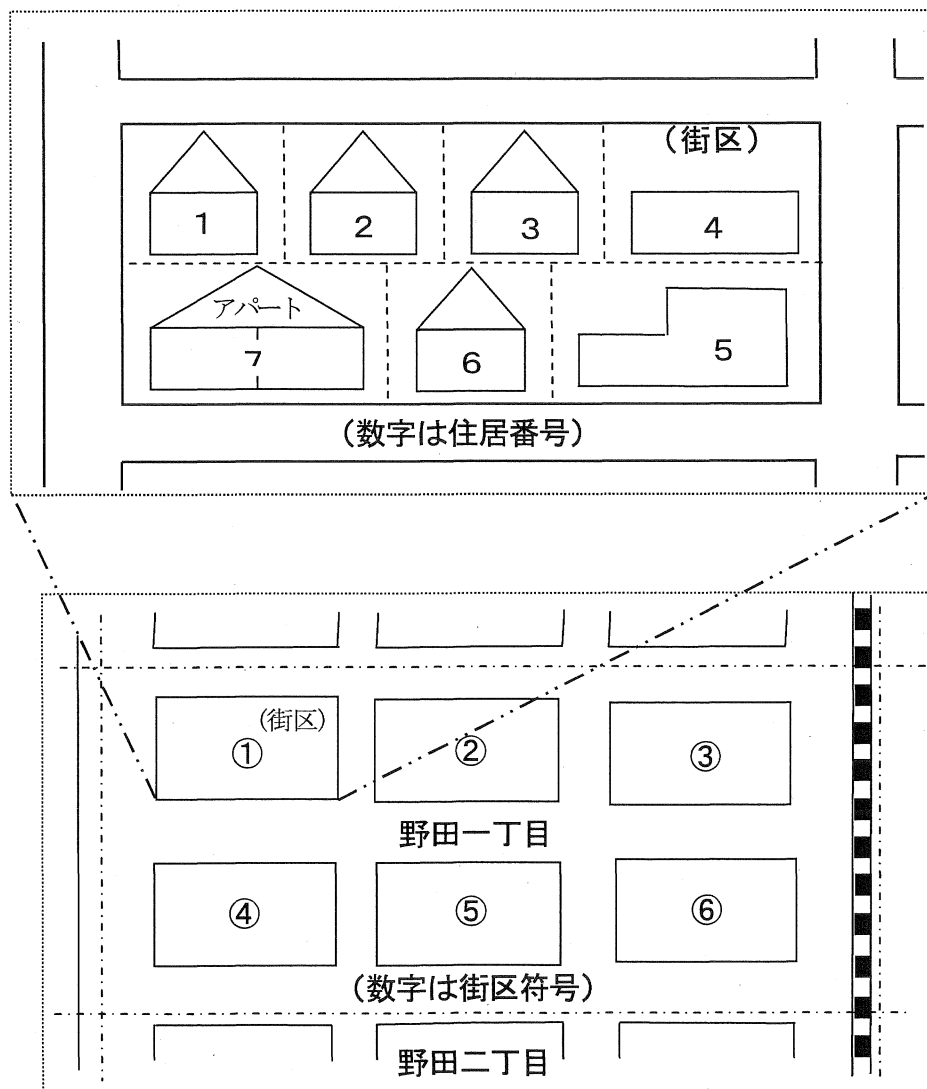
整備の目標

由緒ある地名を尊重しながら、誰が見ても分かりやすく便利な住居の表示を実施します。

1. 将来像

道路、鉄道などの明確な施設により町名の境界線を区切り、区画された街区の中の建物に住居番号が付された表示により、誰が見ても分かりやすく便利で探索のしやすい住居の表示がされたまち（市街地）を形成します。

野田一丁目 1番 1号
町名 街区符号 住居番号



2. 整備方針

(1) 基本的事項

字入り組み・飛地の解消に向け、住居の表示の整備をするに当たっては、地区の住民の理解と協力のもとに地区の実情に応じて、次の4つの地区に区分し整備を実施します。

①字・地番変更実施地区

開発行為等によりある程度の規模で街区が形成されている既存の市街地

②「住居表示に関する法律」に基づく住居表示実施地区

「字・地番変更」方式が困難な既存の市街地

③区画整理事業実施地区

ア. 区画整理事業により整備が行われる市街地

イ. 区画整理事業区域に隣接する市街地

④字変更実施地区

ア. 大字の飛地となっている市街地

イ. 区画整理事業により、飛地として残ってしまう市街地

(2) 整備の範囲

「住居表示に関する法律」に基づく住居表示は、市街地にある住所を整備するものであるとされています（住居表示に関する法律第2条）。

字入り組み・飛地解消のための整備の範囲は、工業専用地域を除く市街化区域に限定して進めます。

(3) 整備の方法

①字・地番変更

開発行為等により既に街区が形成されている既存の市街地については、既に街区が形成されている区域内を基本として、新たに大字を設定し同時に番地を1番から新たに付番します。大字の設定に当たっては、地域に親しみ深い名称、分かりやすい地番の並びなどに注意し、整備された街区に沿って地番の整備を行います。

②「住居表示に関する法律」に基づく住居表示

ア. 都市計画道路等の市街地整備が行われた地区で、市街地整備とあわせて住居表示を行うことが望ましい地区については、「住居表示に関する法律」に基づく住居表示（以下「住居表示」という。）の実施を推進します。

イ. 整然とした街区形成がなされていない市街地においても住居表示による整備を希望する自治会等があった場合、住居表示は一定の広い範囲での実施でなければ効果がないことから、周辺を含めた住居表示の実施を推進します。

ウ。市内には、中根新田、花井新田、宮崎新田、柳沢新田、堤根新田、蕃昌新田、瀬戸上灰毛、など土地の大字名と違う住所を使用している例が過去から引き続いております。これらの地区は、広い範囲にわたっており、解消策としては効果の高い住居表示の実施を推進します。

③区画整理事業による新大字の設定

ア。一定の面積を超える区画整理事業が行われる場合は、事業区域内において換地処分にあわせ新たな大字の設定（住宅地にあつては原則として6.5ha以上とします。）を行います。大字の設定に当たっては、地域に親しみ深い名称、分かりやすい地番の並びなどに注意し、整備を行います。

（実施例）

花井一丁目

みずき一丁目～四丁目

桜の里一丁目～三丁目

清水公園東一丁目・二丁目 など

イ。区画整理事業に隣接する区域については、都市計画道路、幹線道路、鉄道など主要な道路等で明確に区分できる区域まで整備区域の拡大を図ったうえで、新たな大字への変更による整備を推進します。

④字変更

ア。既存の字入り組み・飛地を解消するため、飛地の規模が小さいなど対象地区の状況により、周辺の大字へ変更する整備が望ましい地区については、周辺の大字への字変更による整備を推進します。

イ。区画整理事業により、事業区域への取り込みや新たな大字への変更ができないことにより、結果的に飛地として残ってしまう地区については、周辺の大字への字変更による整備を行い、新たな飛地の発生を防ぐとともに解消を図ります。

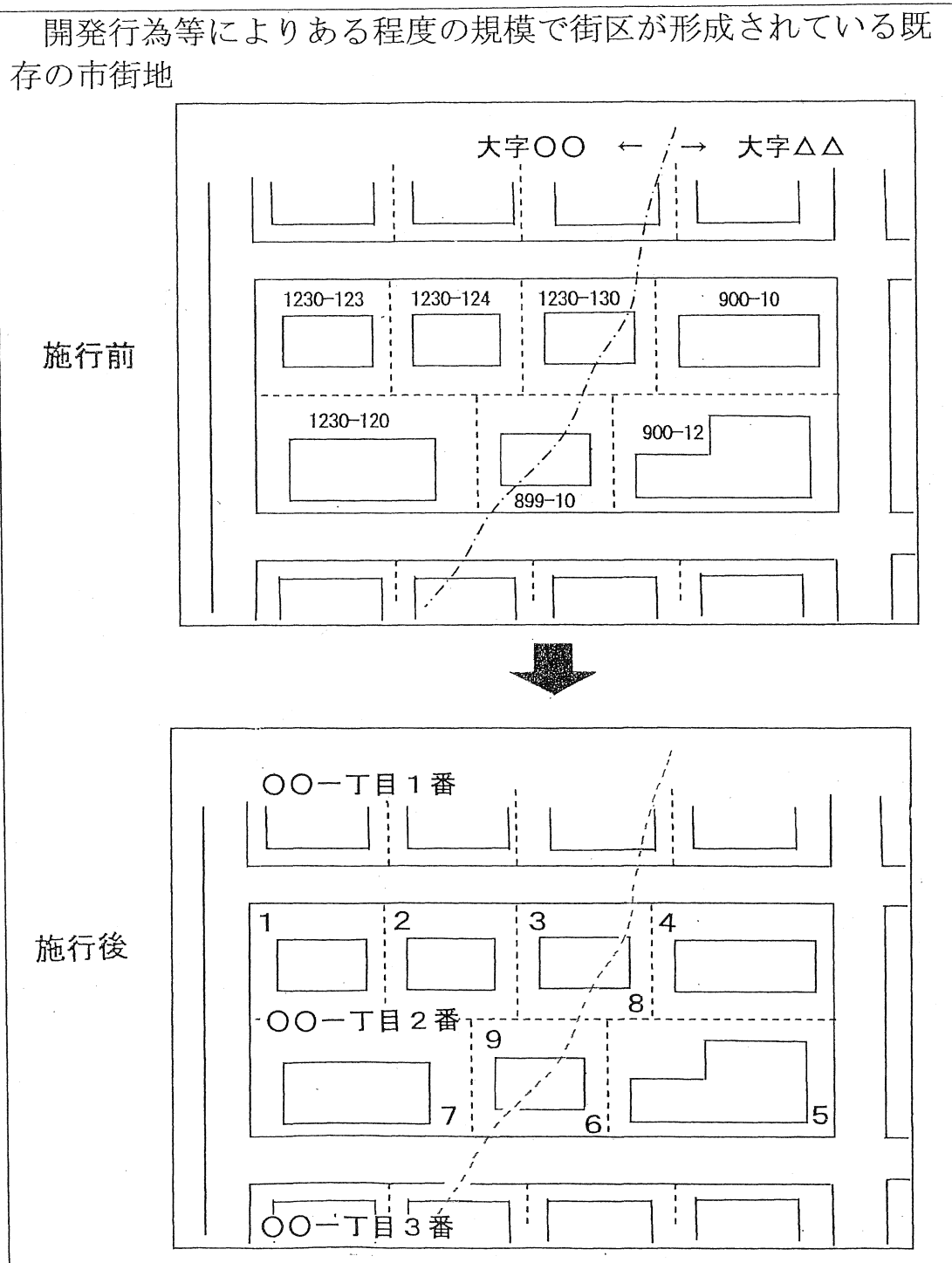
（実施例）

中野台飛地⇒周辺の清水へ（区画整理事業に隣接する飛地）

中野台飛地⇒周辺の堤台へ（区画整理事業に隣接する飛地）

①字・地番変更実施地区

開発行為等により既に街区が形成されている既存の市街地については、既に街区が形成されている区域内を基本として、新たに大字を設定し同時に番地を1番から新たに付番することになります。

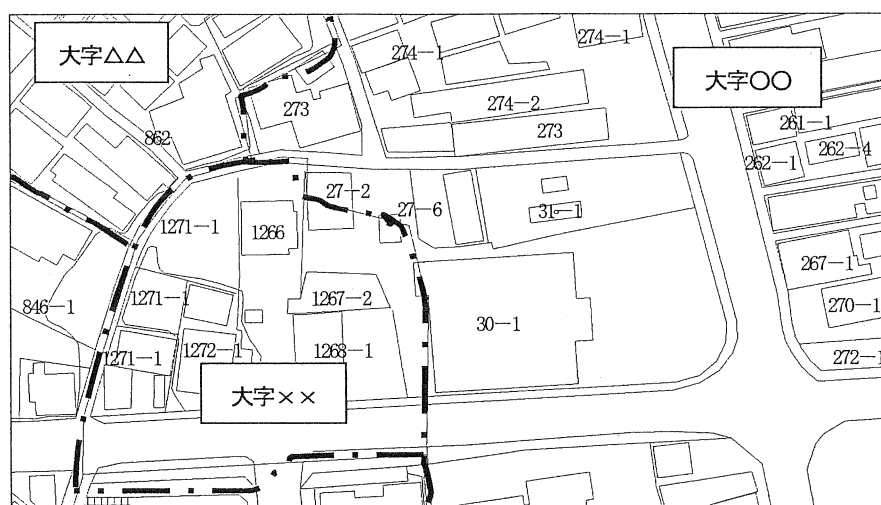


②「住居表示に関する法律」に基づく住居表示実施地区

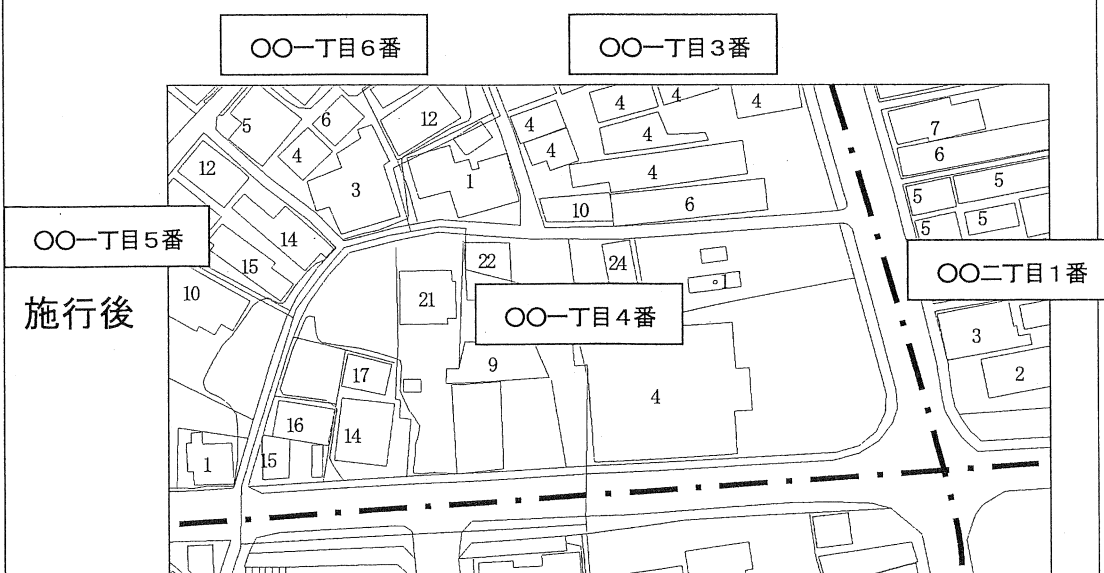
1筆を複数の世帯で利用し、又は1世帯で複数の筆を利用している事例の多い旧市街地等については、「住居表示に関する法律」に基づく住居表示の実施により、分かりやすい住所の整備を推進します。

整然とした街区形成がなされていない市街地

施行前



施行後



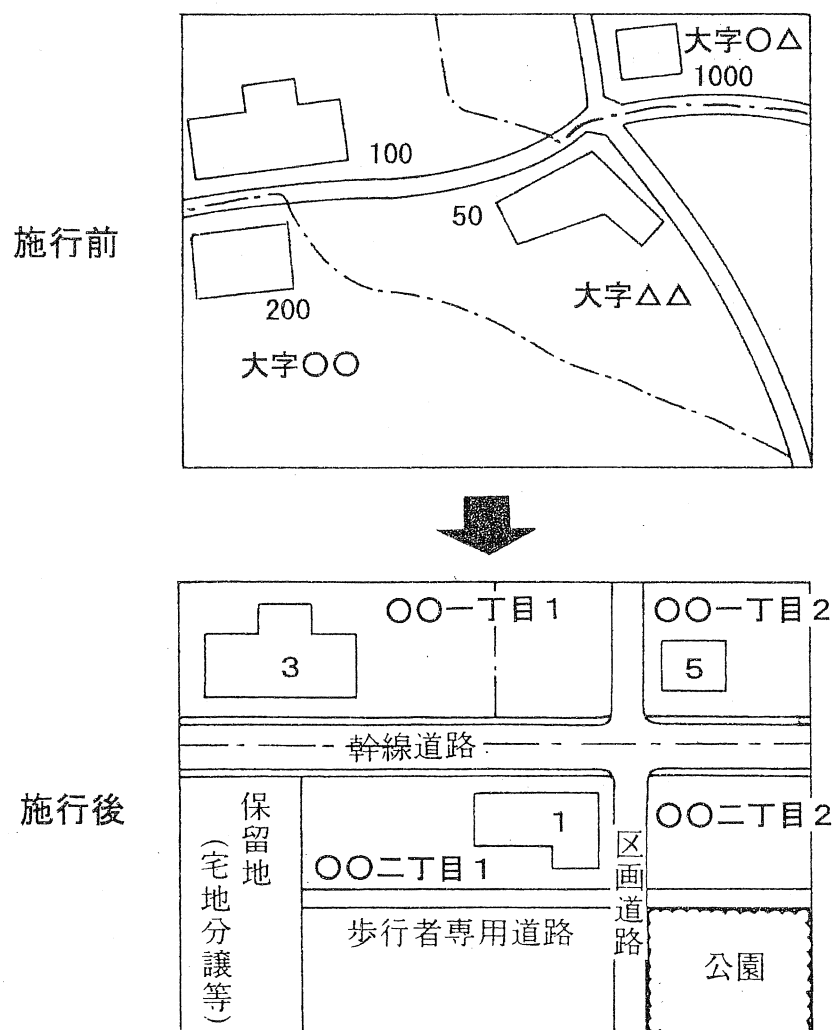
③区画整理事業実施地区

ア. 一定の面積を超える区画整理事業が行われる場合は、事業区域内において換地処分にあわせ新たな大字の設定（住宅地にあつては原則として6.5ha以上とします。）を行います。大字の設定にあたっては、地域に親しみ深い名称、わかりやすい地番の並びなどに注意し、整備を行います。

【実施例】「花井一丁目」、「みずき一丁目～四丁目」

「清水公園東一丁目・二丁目」、「桜の里一丁目～三丁目」等

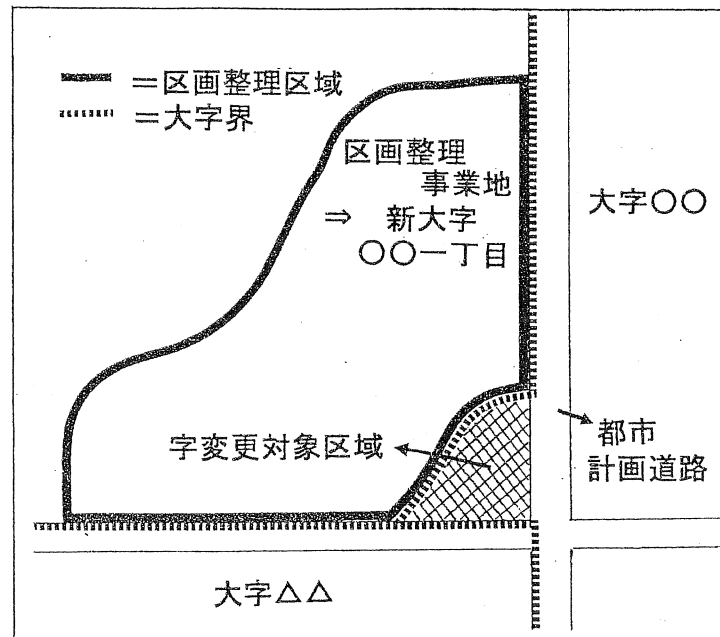
ア. 区画整理事業により整備が行われる市街地



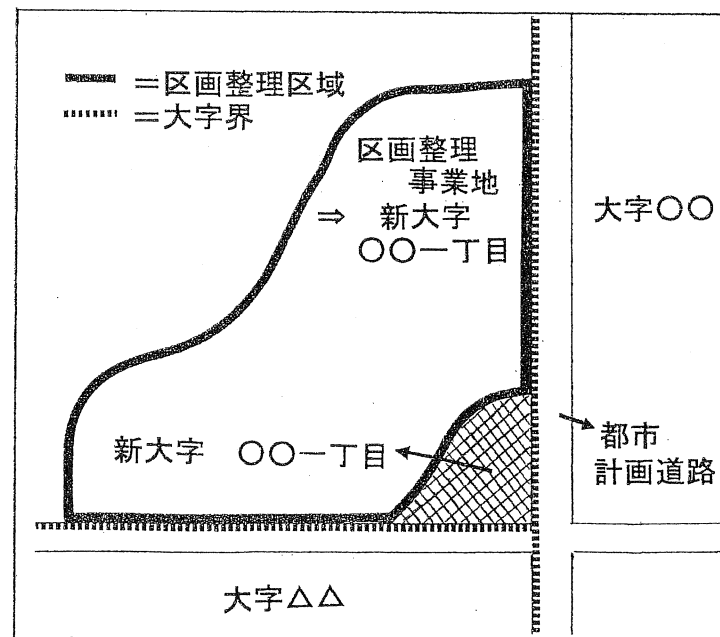
- イ. 区画整理事業に隣接する区域については、都市計画道路、幹線道路、鉄道など主要な道路等で明確に区分できる区域まで整備区域の拡大を図ったうえで、新たな大字への変更による整備を推進します。

イ. 区画整理事業区域に隣接する市街地

施行前



施行後

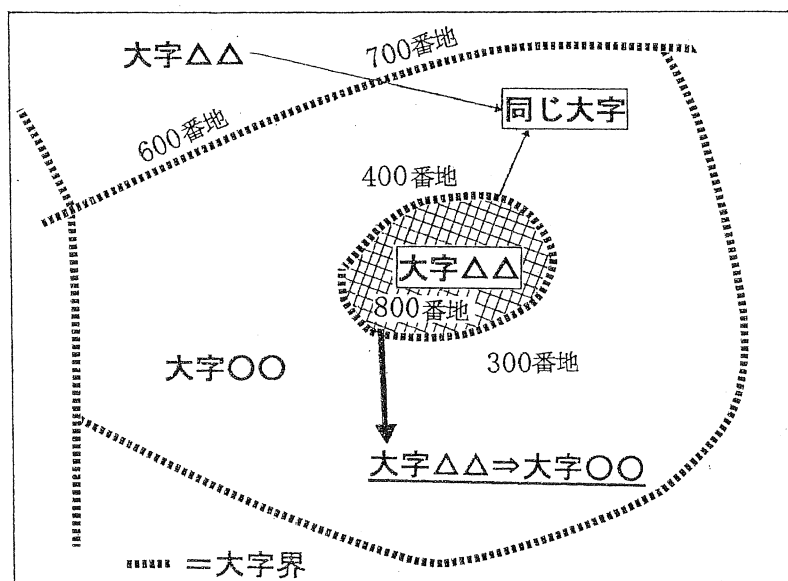


④ 字変更実施地区

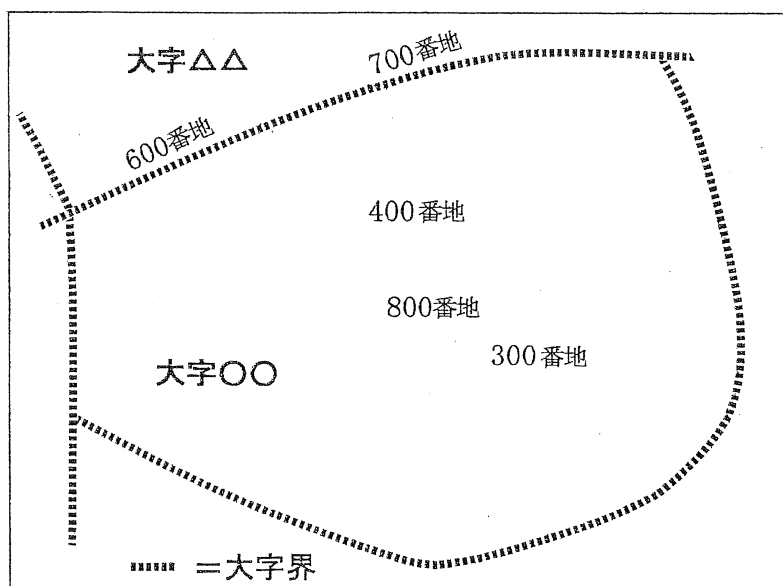
ア. 既存の字入り組み・飛地を解消するため、飛地の規模が小さいなど対象地区の状況により、周辺の大字へ変更する整備が望ましい地区については、周辺の大字への字変更による整備を推進します。

ア. 大字の飛地となっている市街地

施行前



施行後

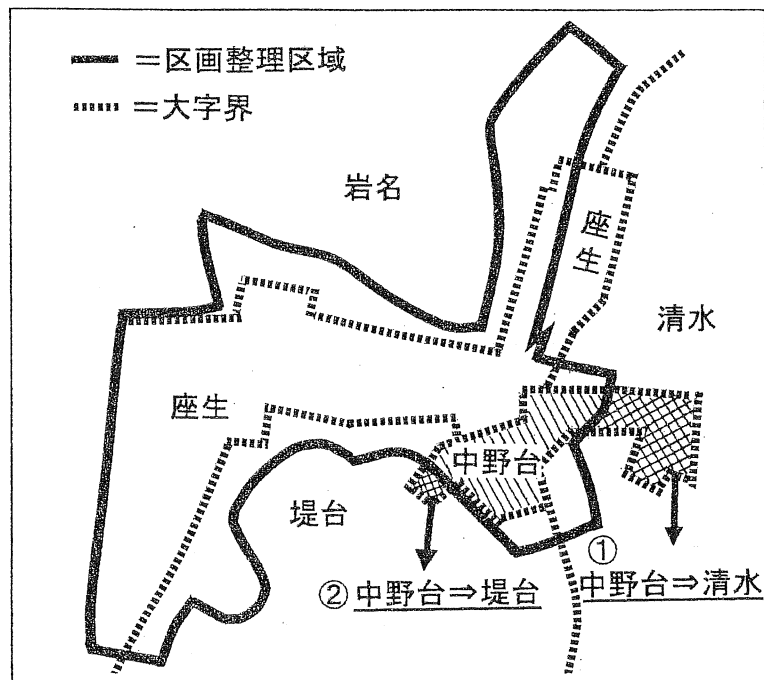


イ. 区画整理事業により、事業区域への取り込みや新たな大字への変更ができないことにより、結果的に飛地として残ってしまう地区については、周辺の大字への字変更による整備を行い、新たな飛地の発生を防ぐとともに解消を図ります。

- 【実施例】 ①中野台飛地⇒周辺の清水へ（区画整理事業に隣接する飛地）
 ②中野台飛地⇒周辺の堤台へ（区画整理事業に隣接する飛地）

イ. 区画整理事業により、飛地として残ってしまう市街地

施行前



施行後

